【別紙】 令和8年度　年末年始の輸送等に関する安全総点検実施項目

	点検事項		点検項目（バス・ハイタク・トラック関係）		バス	ハイタク	トラック	軽トラック
	1.	**軽井沢スキーバス事故等を踏まえた貸切バスの安全対策の実施状況（「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」等に係る点検事項）** **※貸切バス事業者に限る。※点検項目文中の該当がない場合、その実施体制を構築済みであれば「○」、なければ「×」を記載。**	(1)	選任すべき運行管理者の数を満たしているか。また、補助者を選任している場合は、国に届出を行っているか。	○	－	－	－
			(2)	「ドライブレコーダーにより記録すべき情報及びドライブレコーダーの性能要件を定める告示」に定める要件を満たすドライブレコーダーの記録を利用した運転者への指導・監督を実施しているか。	○	－	－	－
			(3)	すべての初任運転者及び事故惹起運転者に適性診断を受診させ、実技訓練等の指導・監督を実施しているか	○	－	－	－
			(4)	運転者に直近1年間に乗務していなかった車種区分の自動車を運転させる場合（準初任運転者）に、初任運転者と同様の指導・監督を実施しているか。	○	－	－	－
			(5)	乗務前後の点呼や夜間、長距離の運行等、乗務の途中に点呼が必要な場合に、確実に実施し、適宜その様子を録画・録音し、アルコール検査時の写真を撮影しているか。	○	－	－	－
			(6)	車内放送、リーフレット等により乗客にシートベルトの着用を促すとともに、発車前に乗客のシートベルトの着用状況を目視等により確認しているか。	○	－	－	－
			(7)	貸切バス予防整備ガイドラインに基づく整備サイクル表を作成し、適切な予防整備を実施しているか。	○	－	－	－
			(8)	適切な運転操作や道路交通法等の法令遵守の徹底等運行の安全を確保するために遵守すべき事項について指導しているか。（フットブレーキの使い方に関する指導を含む。）	○	－	－	－
			(9)	ブレーキに関する点検整備を実施できているか。	○	－	－	－
			(10)	リコールの対象となっている車両については、早期に改修できているか。	○	－	－	－
	2.	**健康管理体制の状況** 「事業用自動車の健康管理マニュアル」（点検項目文中、「健康管理マニュアル」とする）関係	(1)	「健康管理マニュアル」に記載されている、定期健康診断の結果に基づく、運転者の健康状態を把握するため、以下の事項を適切に実施する体制を整備しているか。 ・要再検査の所見がある場合には、医師の診断等を受けさせ、所見に応じた検査の受診 ・これらの結果を把握し、医師から結果に基づく運転者の乗務に係る意見の聴取 ・医師の意見を勘案し、乗務の継続、業務転換、乗務時間の短縮、夜間乗務の回数の削減等の業務上の措置を決定するとともに、健康状態の継続的な把握	○	○	○	－
			(2)	「健康管理マニュアル」に記載されている乗務中における運行中止の判断目安等に従って、以下の事項を適切に実施するための体制を整備しているか。 ・乗務前点呼において、運転者が安全に乗務できる健康状態かどうかを判断し、乗務の可否を決定 ・運行中の運転者の体調変化等による運行中止等の判断・指示	○	○	○	－
			(3)	運転者に対して運行中に体調の異変を感じた時に、無理に運行を続けると非常に危険であることを理解させ、運行中に体調の異常を少しでも感じた場合、速やかに営業所に連絡する等の指導を徹底しているか。	○	○	○	－
			(4)	脳・心疾患や睡眠・視野障害等の運転に支障を及ぼすおそれのある疾病等の着実かつ早期の発見のため、当該疾病に関するスクリーニング検査等を運転者に受診又は検討しているか。（「健康管理マニュアル」において推奨事項。）	◯	○	○	－
	3.	**運転者に過労運転を行わせないための安全対策の実施状況**	(1)	「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」告示の内容を遵守しているか。	○	○	○	－
			(2)	高速乗合バス及び貸切バス事業者において、交替運転者の配置基準を遵守しているか。	○	－	－	－
			(3)	適切な運行指示書の作成及び適切な指示をしているか。	○	－	○	－
	4.	**運転者に飲酒運転や薬物運転等を行わせないための安全対策の実施状況**	(1)	「自動車運送事業者における飲酒運転防止マニュアル」に基づき、運転者への飲酒運転対策の理解促進、アルコール依存症のスクリーニング検査の実施及び日頃の点呼等を通じて、アルコール依存等の運転者の状態把握に努め、翌日に乗務がある場合の飲酒等について指導しているか。	○	○	○	－

【別紙】 令和8年度　年末年始の輸送等に関する安全総点検実施項目

自動車交通関係　物流・自動車局重点点検事項			(2)	覚せい剤や危険ドラッグ等の薬物使用防止に対する指導・啓発活動を実施しているか。	○	○	○	－
	5.	車両の日常点検整備、定期点検整備等の実施状況	(1)	車輪脱落事故や車両火災事故及び車体腐食事故をはじめとした整備不良事故を防ぐため、自動車点検基準に基づく日常点検及び定期点検が確実に実施されているか。	○	○	○	－
			(2)	自動車の点検整備等に関する社内規程の内容について、整備管理者や整備担当者、運転者等への周知徹底が図られているか。	○	○	○	－
			(3)	大型車の車輪脱落事故防止「令和8年度緊急対策」に基づく「車輪脱落事故防止キャンペーン」の取組内容について、運行管理者、整備管理者及び運転者等に対し、社内でのポスターの掲示等を通じて周知徹底が図られているか。 なお、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車を所有していない場合は「○」を記載する。	○	－	○	－
			(4)	車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車について、タイヤ脱着作業は、計画的に正しい知識を有する者に実施させているか。 なお、対象車両を所有していない場合は「○」を記載する。	○	－	○	－
			(5)	車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車について、自社でタイヤ脱着作業を行った場合には、大型車の車輪脱落事故防止「令和8年度緊急対策」で定めるタイヤ脱着作業管理表等を用い、適切なタイヤ脱着作業の結果を記録しているか。 また、タイヤ脱着後50km～100km走行後にトルク・レンチを用いて規定トルクでホイール・ナットの増し締めを実施しているか。 なお、対象車両を所有していない場合には「○」を記載する。	○	－	○	－
			(6)	車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車について、日常点検時に、点検ハンマーによる打音（ISO方式のホイール・ナットについては、インジケータやマーキングを用いた目視に代える事が出来る）により、ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み等について確認しているか（特に車輪脱落事故の多い左後輪）。 併せて、「ホイール・ナットの脱落及び緩み」や「ホイール・ボルト付近のさび汁痕跡」、「ホイール・ナットから突出しているホイール・ボルトの不揃いの確認」等についても点検を行っているか。 なお、対象車両を所有していない場合は「○」を記載する。	○	－	○	－
			(7)	車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車について、タイヤ脱着時にホイール・ボルト、ホイール・ナット及びホイールの錆や汚れの状況を確認し、錆や汚れを除去した上で、必要箇所に潤滑剤を塗布してから組み付けているか。また、錆や汚れの除去が不可能なものは交換しているか。 なお、対象車両を所有していない場合は「○」を記載する。  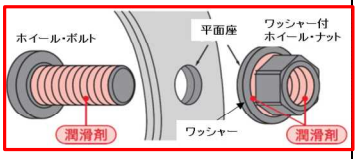	○	－	○	－
			(8)	保有する車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車全てについて、年末年始輸送安全総点検期間中に、ホイール・ナットが規定のトルクで締め付けられているかの確認をし、締め付けトルク不足が発見された場合は、その車両数及び事業所内の全車両数を記載する。 なお、対象車両を所有していない場合は「○」を記載する。	○	－	○	－
			(9)	スペアタイヤ取付装置、スペアタイヤの取付状態、ツールボックスの取付部について3ヶ月毎の定期点検を実施しているか。 （車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。対象車両を所有していない場合は○を記載。）	○	－	○	－
	6.	大雪に対する輸送の安全確保の実施状況 ※降積雪期において降雪地域を運行しない場合は「○」を記載	(1)	気象情報（大雪や雪崩、暴風雪等に関する警報・注意報を含む。）や道路における降雪状況等を適時に把握することにより、運行経路の道路情報、道路規制情報、気象情報に基づき、乗務員に適切な指示を行える体制を構築しているか。	○	○	○	－
			(2)	雪道への備えとして、以下の事項を実施する体制を構築しているか。 ・冬用タイヤの装着、チェーンの携行及び早めの装着の徹底 ・冬用タイヤの溝の深さが、タイヤ製作者の推奨する使用限度を超えていないことの確認	○	○	○	－
			(1)	回答者の属性を選択ください。	－	－	－	個人/法人
			(2)	貨物軽自動車運送事業者として届出している台数について ①1台　②2台～10台　③11台～50台　④51台～100台　⑤100台以上	－	－	－	①~⑤

【別紙】 令和8年度　年末年始の輸送等に関する安全総点検実施項目

	7.	**貨物軽自動車運送事業（個人事業主本人も含む）における安全対策の実施状況**	(3)	貨物軽自動車安全管理者について、営業所毎に選任し届出しているか。	－	－	－	○
			(4)	業務前・業務後点呼を実施し、その記録を1年間保存しているか。 ※参考：点呼記録簿の例：https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000162.html	－	－	－	○
			(5)	(4)の点呼の際にアルコール検知器を使用して酒気帯びの有無を確認しているか。	－	－	－	○
			(6)	運転者の勤務時間について、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の内容を遵守しているか。 ※参考：「トラック運転者の改善基準告示」： https://www.mhlw.go.jp/content/2023_Pamphlet_T.pdf	－	－	－	○
			(7)	運転者は、1年に一回定期的に健康診断を受診し、その内容を確認しているか。 ※参考：「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」： https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03analysis/resourse/data/h26_3.pdf	－	－	－	○
			(8)	運転者は、初任の運転適性診断（65歳以上は適齢診断でも可）を受診し、その結果を確認しているか。 ※参考：「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の指針」第二章関係： https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/resourse/data/kamotsu_sidou.pdf	－	－	－	○
			(9)	運転者は、業務記録（日報）を作成し、運転者毎に記録し、1年間保存しているか。	－	－	－	○
			(10)	「自動車事故報告規則」に基づき、重大事故（死亡事故、重傷者を生じた事故など）が発生した場合に管轄する運輸支局等へ報告しているか。 ※参考：自動車事故報告規則：https://laws.e-gov.go.jp/law/326M50000800104	－	－	－	○
			(11)	(10)の重大事故を含め、事故が発生した場合には、所定の内容を記録し、再発防止対策を図り、3年間保存しているか。	－	－	－	○
			(12)	車両の定期点検を1年毎に実施しているか。	－	－	－	○
			(13)	気象情報（大雪や雪崩、暴風雪等に関する警報・注意報を含む。）を収集し、情報に応じた安全運行を行っているか。 例：冬用タイヤの装着、チェーンの携行及び早めの装着の徹底など	－	－	－	○
			(14)	あおり運転・スマートフォン等のながら運転の禁止等道路交通法を遵守しているか。	－	－	－	○
			(15)	「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」について、認識しているか。 ※参考：「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」： https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/resourse/data/k_truck_honpen.pdf	－	－	－	○

【別紙】 令和8年度　年末年始の輸送等に関する安全総点検実施項目

自動車交通関係点検事項	1.	点呼の実施、運転者に対する指導監督等の実施状況 【割振り】	(1)	適宜、運転者の運転免許証の携行及び有効期限の確認を確実に行うとともに、運行経路の指示や、あおり運転・スマートフォン使用等のながら運転の禁止等道路交通法の遵守について、十分な指導・監督を行うなど事故防止対策が図られているか。	○	○	○	－
			(2)	適性診断結果を活用した指導を行っているか。特に、高齢の運転者に対し、加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた安全な運転方法について指導を行っているか。	○	○	○	－
			(3)	事故が発生した際は、その事故の実態を確実に把握し、十分な指導・監督を行うなど事故防止対策が図られているか。	○	○	○	－
			(4)	過積載運行等の防止を図っているか。	－	－	○	－
			(5)	過積載、暴走等を助長するような車両の不正改造（例：不正な二次架装、速度抑制装置の機能の解除、前面ガラス等への装飾板の取付、さし枠の取付、突入防止装置の取外し、点滅灯火の取付け等）の防止が徹底されているか。	－	－	○	－
			(6)	交差点での右左折時をはじめとした歩行者等との事故を防止するため、運転者に対し、以下の事項を徹底しているか。 ・自動車の構造上の特性（視野、死角、内輪差、等）を理解させ、直前、側方、後方などの見えない部分に配慮した運転が必要であることを認識させること。 ・道路には、歩行者や自転車などが通行しており、それぞれの行動を理解し、一時停止又は徐行するなどの道路交通法の規定を遵守するとともに、歩行者や自転車などの行動を理解し、走行時に配慮することにより、事故を回避できることを認識させること。 ・歩道側の植え込みなどにより見通しの悪い交差点では、歩行者や自転車が飛び出してくる可能性が高いことから、一時停止または徐行し、注意して走行することが必要であることを認識させること。	○	○	○	－
			(7)	路上横臥者との轢過事故等を防止するため、夕暮れ時における前照灯の早めの点灯及び走行用前照灯（上向き）とすれ違い用前照灯（下向き）の小まめな切替えを励行すること。	○	○	○	－
	2.	コンテナ輸送における安全対策の実施状況 ※（コンテナ輸送がない場合は全て〇を記載。）	(1)	コンテナの運送開始前に、トレーラの荷台とコンテナを固定する緊締装置のロックを徹底するよう運転者に指導しているか。	－	－	○	－
			(2)	トラクタ・トレーラの構造上の特性と、当該特性及びコンテナ内貨物の状態を踏まえた運転時の適切な運転操作について運転者に指導しているか。	－	－	○	－
			(3)	国際海上コンテナの運送を行う場合には、荷主や取次事業者等、運送の委託者からコンテナ内貨物の重量、品目、梱包、危険物に関する情報を取得し、当該情報を運転者に伝達しているか。	－	－	○	－
			(4)	国際海上コンテナの運送を行う場合には、荷主や取次事業者等、運送の委託者から取得した情報に基づき適切な車両を手配するとともに、当該情報によりあらかじめコンテナに不具合のおそれがあると認められる場合には、当該委託者に連絡し、対応について指示を仰いでいるか。	－	－	○	－
			(5)	国際海上コンテナの運送を行う場合には、コンテナの運送開始前に、重量超過、偏荷重、高重心、コンテナの損傷、内容物の漏れ、その他不具合が生じていないか確認し、これらのおそれがある場合には、事業者に連絡するよう運転者に指導しているか。	－	－	○	－
	4.	自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況	(1)	自然災害・事故・事件等発生時（テロ発生時を除く。）における対応措置（連絡通報体制、避難誘導体制等）を整備・構築し、これらが機能するよう、実践的な訓練を実施しているか。	○	○	○	－
			(2)	自然災害の発生に備えて、営業所や車庫、車両等の安全確保のための措置を講じているか。	○	○	○	－
			(3)	危険物等運搬車両については、緊急連絡カード（イエローカード）の携行その他必要事項について規定されているか。	－	－	○	－
			(4)	「自動車運送事業者等用緊急時対応マニュアル」にある速報対象となる事故・事件が発生した場合、当該マニュアルに従い、速やかに各地方運輸支局等緊急連絡担当先へ連絡できる体制を整えているか。	○	○	○	－
			(5)	貸切バス事業者においては損害賠償責任保険のてん補する額に制限がない内容となっているか。	○	－	－	－

【別紙】 令和8年度　年末年始の輸送等に関する安全総点検実施項目

	5.	テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況	(1)	始業・終業時等における車内の点検及び営業所・車庫内外の巡回が徹底して実施されているか。	○	○	○	―
			(2)	不審者情報の入手及び不審な宅配便等貨物を発見した場合の警察への連絡等適切に対応できる体制が整っているか。	○	○	○	―
			(3)	乗客等の安全・安心確保のため、テロ発生時における通報・連絡・指示体制や、車内放送、貼り紙等による不審者・不審物発見時の協力要請などのテロ防止の取組が実態に即した形で確立されているか。	○	―	―	―
			(4)	バスジャックを想定した実践的な訓練を年1回以上実施しているか。	○	―	―	―
			(5)	対応要領を職員へ周知しているか。	○	―	―	―
	6.	新型インフルエンザ等の対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場における感染防止対策の周知・徹底状況などの感染症対策の実施状況	(1)	ポスター類の掲示、放送などにより、公共交通機関の車内・構内等におけるマスク着用、咳エチケット等を呼びかけているか。	○	○	―	―
			(2)	職場内におけるうがい、手洗い及び消毒用アルコールを使用した手指消毒の徹底が図られているか。	○	○	○	―
			(3)	インフルエンザ等の流行に備え、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく事業継続計画、又は対応マニュアルが策定されているか。	○	○	○	―

	点検事項		点検項目（バスターミナル関係）		ターミナル
自動車交通関係点検事項	3.	バスターミナルの保守点検の実施状況	(1)	保安設備の点検整備	○
			(2)	混雑時における整理・誘導等の安全確保の状況（保安要員等の配置、案内放送、ターミナル構内における車両駐車状況等）	○
			(3)	建設中及び工事中における安全確保と安全対策の実施状況	○
	4.	自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況	(1)	自然災害・事故・事件等発生時（テロ発生時を除く。）における対応措置（連絡通報体制、避難誘導体制等）を整備・構築し、これらが機能するよう、実践的な訓練を実施しているか。	○
			(2)	自然災害の発生に備えて、施設等の安全確保のための措置を講じているか。	○
			(3)	「自動車運送事業者等用緊急時対応マニュアル」にある速報対象となる事故・事件が発生した場合、当該マニュアルに従い、速やかに各地方運輸支局等緊急連絡担当先へ連絡できる体制を整えているか。	○
	5.	テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況	(1)	警備要員等による巡回が徹底して実施されているか。	○
			(2)	テロ発生時における対応措置（連絡通報体制、避難誘導等体制）が整備・構築しているか。	○
			(3)	場内放送や貼り紙により、テロ対策実施中であること及び不審者・不審物発見時の協力要請を実施しているか。	○
			(4)	テロ発生を想定した実践的な訓練を年1回以上実施しているか。	○
			(5)	対応要領を職員へ周知しているか。	○
			(6)	ゴミ箱の閉鎖又は集約化を実施しているか。	○

【別紙】 令和8年度　年末年始の輸送等に関する安全総点検実施項目

	6.	新型インフルエンザ等の対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場における感染防止対策の周知・徹底状況などの感染症対策の実施状況	(1)	ポスター類の掲示、放送などにより、バスターミナル構内におけるマスク着用、咳エチケット等を呼びかけているか。	○
			(2)	職場内におけるうがい、手洗い及び消毒用アルコールを使用した手指消毒の徹底が図られているか。	○
			(3)	インフルエンザ等の流行に備え、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく事業継続計画、又は対応マニュアルが策定されているか。	○

	点検事項		点検項目（自動車道関係）		自動車道
自動車交通関係点検事項	3.	自動車道の保守点検の実施状況	(1)	管理体制と人員配置状況	○
			(2)	路面、排水設備の整備状況	○
			(3)	法面危険箇所の点検整備	○
			(4)	構造物の状況	○
			(5)	防護整備の状況	○
			(6)	信号通信、標識掲示類及び照明設備の整備状況	○
			(7)	緊急時の設備点検状況	○
	4.	自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況	(1)	自然災害・事故・事件等発生時（テロ発生時を除く。）における対応措置（連絡通報体制、避難誘導体制等）を整備・構築し、これらが機能するよう、実践的な訓練を実施しているか。	○
			(2)	自然災害の発生に備えて、道路設備等の安全確保のための措置を講じているか。	○
			(3)	「自動車運送事業者等用緊急時対応マニュアル」にある速報対象となる事故・事件が発生した場合、当該マニュアルに従い、速やかに各地方運輸支局等緊急連絡担当先へ連絡できる体制を整えているか。	○
	5.	テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況	(1)	営業所、料金所及び路線内の巡回が徹底して実施されているか。	○
			(2)	テロ発生時における対応措置（連絡通報体制、避難誘導等体制）が整備・構築しているか。	○
	6.	新型インフルエンザ等の対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場における感染防止対策の周知・徹底状況などの感染症対策の実施状況	(1)	ポスター類の掲示、放送などにより、施設におけるマスク着用、咳エチケット等を呼びかけているか。	○
			(2)	職場内におけるうがい、手洗い及び消毒用アルコールを使用した手指消毒の徹底が図られているか。	○
			(3)	インフルエンザ等の流行に備え、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく事業継続計画、又は対応マニュアルが策定されているか。	○